

# 大学改革はなぜ進まないのか

## 求められる“身内の目線”からの脱却

2012年の「大学改革実行プラン」、13年の「国立大学改革プラン」、15年の「国立大学経営力戦略」。

わが国ではこれまで、何度も大学改革、とりわけ国立大学の改革プランが打ち出されてきた。にもかかわらず、いまだにその成果が十分に実を結ぶには至っていない。それはなぜか。大学とは、活動の自律性が重んじられてしかるべきである一方、国全体の活力を生み出す上で重要な役割を担う社会の公器でもある。本稿では大学の機能が最大限発揮されるようにするため、現行の制度設計や改革の検討体制のどこに問題があるのかを考えたい。

### 進まない成果の把握、情報開示

文部科学省は12年に打ち出した「大学改革実行プラン」において、「徹底した情報公開」という方針を掲げ、同省所管の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のサイト上に「大学ポータルレポート」が立ち上げられた。現在、約900の国公私立大学・短期大学が参加しているが、その内容は図表1のようなものとどまる。

要するに各大学のパンフレットに掲載されている内容の域を出ておらず、教育の効果や成果に関する指標も、受験生にとって最大の関心事である入試の難易度に関する情報も一切含まれていない。大学・学部ごとの比較も容易にはできないつくりとなっている。

故に、これから大学に進学しようとする高校生やその進路指導を行う高校などでの認知度は極めて低く、

およそ活用されていない。わが国では大学関係者や教育関係者を中心に「教育の効果や成果の把握は難しい」という声が強く、7年たった現在も教育の効果や成果の把握は「手付かず」状態に近く、結果として「徹底した情報公開」には程遠いのが現状である。

### 英では学生・卒業生調査が定着

これに対して、海外主要国では、

日本総合研究所主席研究員  
河村小百合  
かわむら・さゆり 88年3月京  
大法卒、19年7月から現職。11年  
から社会保障審議会委員、15年  
から行政改革推進会議民間議員、  
19年から財政制度等審議会財政  
制度分科会委員をそれぞれ務め  
る。

大学の研究面の成果のみならず、教育面の成果を把握するための取り組みや情報開示が進んでいる国が少なくない。

例えば英国では、広く社会全体が関わる形で大学改革の在り方が何度も検討され、実行に移されてきた。

その結果、同国では「高等教育とは、進学する学生が奨学金を得て自ら授業料を将来的に負担するという自己投資を通じて、卒業後の“employability”を獲得するという形で利益を得るためのものである」「高等教育の効果や成果は、卒業生がいかにして社会に貢献できているか、在学生や卒業生が自らの受けた教育にどれほど満足しているかによって測られる」という認識が社会に広く

浸透している。

こうした認識を背景に、同国では、政府や大学からは独立したUnistatsなどの公的な情報集約・開示機関が設けられている。各大学は、学部や専攻ごとの課程の内容や修学状況、卒業後の進路などに関する詳細な情報をこれらの公的機関に提出することが義務付けられており、Unistatsなどはそれらの情報を誰でも容易にアクセスできる形で開示するWEBサイトを運営する役割を担っている。そこで開示されている情報は図表2のようなもので、わが国の「大学ポートレート」（前掲図表1）との情報の質・量の両面での差は極めて大

### 〈図表1〉「大学ポートレート」の内容

- |                |
|----------------|
| ① 教育研究上の目的など   |
| ② 学部・研究科の特色など  |
| ③ 入試           |
| ④ 教育課程（カリキュラム） |
| ⑤ 進路           |
| ⑥ 学費・奨学金など     |
| ⑦ 教員           |
| ⑧ 学生           |
| ⑨ キャンパス        |

（出所）（独）大学改革支援・学位授与機構ホームページ（<https://portraits.niad.ac.jp/index.html>）を基に日本総合研究所作成

### 〈図表2〉英国のUnistatsにおける情報開示の項目

<b>学生の満足度</b> 全英学生調査<NSS>の調査結果（図表3参照）
<b>雇用および資格等の認定状況</b> 卒業生調査の結果（図表4参照）など
<b>学業の継続および学位の取得結果</b> 入学1年後の学業の継続状況など 学位の取得状況
<b>入試情報</b> 入学者のUCAS tariffのスコアの分布状況

（出所）英Unistatsホームページを基に日本総合研究所作成

きい。

そこで開示されている情報を詳しく見ると、英国では高等教育の成果に関する前述のような認識に基づき、かねて全英規模での学生調査（図表3）や卒業生調査（図表4）が各大学からは独立した機関によって実施され、その結果が大学や学部ごとに横断的な比較が可能な形でUnistatsなどのサイトにアップされている。学生調査のコア質問項目は図表3の通りで、教授内容、学修の機会、評価とフィードバック、アカデミックな支援、組織運営とマネジメント、学生の声の反映などに対する学生自身の「満足度」を問うものとなつて

いる。また、卒業生調査は在学時の修学・指導に対する満足度や卒業後の所得を含む

就業状況に関するもので、大学や学部ごとの回答の集計結果は、前述のUnistatsなどのWEBサイトで公表されている。

ちなみに図表4は、Unistatsにおいて、卒業生調査に基づく所得状況がどのように開示されているかを、ロンドン大学の医学コースを例に、WEB画面そのままの形で示したものである。これによれば、同大学の医学コースの卒業生の185人から、卒業6カ月後の所得に関する回答が得られており、平均所得は3万ポンド（1ポンド140円で換算すれば約420万円相当）、所得の典型的なレンジは2・7万ポンド（同約378万円相当）〜3・4万ポンド（同約476万円相当）である。

他方、全英レベルで見た際の医学コースの卒業6カ月後の平均所得は3・1万ポンド（同約434万円相当）、所得の典型的なレンジはロンドン大学の医学コースと同じく2・7万ポンド〜3・4万ポンドであることが分かる。また、同コースの卒業生の卒業3年後の状況に関する回答が555人の卒業生から得られており、卒業6カ月後よりも平均所得が4割強増えていることが分かる。

大学の各学部や専攻の卒業生が従事する職業や勤務先はさまざまで、職業や勤務先の名称、規模、上場企業か非上場企業かといった特性でその良しあしを判断できるものではない。そうした中で「所得」は業種や職業などを問わず、自営業のような形で起業したり就業するケースなども含めて、公平かつ客観的に「employability」を測ることができ

る一つの重要な尺度である」というのが英国流の高等教育の成果に関する考え方だろう。もちろん同国においても、所得水準は職業によって一定の差はあると考えられ、特定の大学の特定の学部の卒業生の所得水準の調査結果のみを公表することで誤解を招いてしまうことがないように、合わせて同じ学部・学科系統の全英レベルの卒業生の所得水準が開示されている。

英国ではこのようにして、高等教育の成果を把握するための努力が積み重ねられ、情報開示も徹底されている。同国の高等教育が今日もなお、世界でも屈指のレベルを維持し続けている背景には、こうした国全体の努力があることを忘れてはならない。「教育の成果の把握」はやろうと思

**〈図表3〉英学生調査(NSS)のコア質問項目**

(以下の質問に対して、「全く同意する」「おおむね同意する」「どちらでもない」「おおむね不同意である」「全く不同意である」「どれもあてはまらない」の中から回答を選択)
<p>&lt;私の課程における教え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スタッフはものごとを説明するのが上手だ。</li> <li>2. スタッフは対象を面白いものにしてくれる。</li> <li>3. 課程には知的な刺激がある。</li> <li>4. 私の課程は、自分として最高の成果を達成する上での挑戦をさせてくれる。</li> </ol>
<p>&lt;学びの機会&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 私の課程は、思想や概念を深く探究する機会を与えてくれる。</li> <li>6. 私の課程は、異なるトピックスから情報や概念を引き出す機会を与えてくれる。</li> <li>7. 私の課程は、学んだことを応用する機会を与えてくれる。</li> </ol>
<p>&lt;評価とフィードバック&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 評価に用いる基準は、あらかじめ明確に示されている。</li> <li>9. 成績と評価は公平に行われている。</li> <li>10. 私の作品に対するフィードバックはタイムリーに行われている。</li> <li>11. 私の作品に対する有益なコメントをもらっている。</li> </ol>
<p>&lt;アカデミックな支援&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12. 私は必要なときに、スタッフとコンタクトをとることができる。</li> <li>13. 私は自分の課程に関連する十分な助言や指導を受けている。</li> <li>14. 自分の課程において勉学の選択をする必要がある際、よい助言を得ることができる。</li> </ol>
<p>&lt;組織とマネジメント&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>15. 課程はよく構成され、スムーズに運営されている。</li> <li>16. 時間割は私にとって効率的に機能している。</li> <li>17. 課程や教授内容に関する何らかの変更がある場合には効果的に伝えられている。</li> </ol>
<p>&lt;学びのリソース&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>18. 提供されているITのリソースと機能は、よりよく学ぶ上で手助けとなっている。</li> <li>19. 図書館のリソース(書籍、オンライン・サービス、および学ぶ際のスペース)は、よりよく学ぶ上で手助けになっている。</li> <li>20. 必要な際には、課程特有のリソース(設備、機能、ソフトウェア、収蔵物)にアクセスすることができる。</li> </ol>
<p>&lt;学びのコミュニティ&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>21. スタッフや学生のコミュニティの一員であると感じている。</li> <li>22. 自分の課程の一環として、他の学生と協働するしかなるべき機会を得ている。</li> </ol>
<p>&lt;学生の声&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>23. 自分の課程に関するフィードバックをするしかなるべき機会を得ている。</li> <li>24. スタッフは、課程に対する学生の理解や意見を重視している。</li> <li>25. 課程に対する学生のフィードバックに対してどのような対応がとられたかが明らかにされている。</li> <li>26. 学生組合(協会もしくはギルド)は、学生のアカデミックな関心を効果的に代表している。</li> <li>27. 全体として、私は課程の質に満足している。</li> <li>28. これまでの経験に照らして、自分として焦点を当てたいと考える、何らかの特別に肯定的もしくは否定的な観点があれば。</li> </ol>

(出所) Office for Students, "NSS 2019 Core questionnaire"  
 (https://www.officeforstudents.org.uk/media/ceed008b-1f02-48ad-b566-d9ca7080376f/nss-2019-questionnaire.pdf) を基に日本総合研究所作成

革の検討を主として中央教育審議会の大学分科会における審議に委ねてきたが、同分科会の委員構成を見ると、その大部分は大学関係者となっている。これではあたかも、主に大学関係者による大学のための改革”となつてしまふ、”学生や卒業生、そして彼らを雇用する企業といった社会全体のための改革”たり得ないのは当然の帰結だろう。教育の成果や効果は把握できな

筆者は、国の独法の評価と国立大

えばできるのである。  
**ようやく学生調査が検討されるも…**  
 わが国でもここへ来てようやく、全国レベルでの学生調査の実施に向けた検討が開始され、それ自体は一歩前進と評価できる。しかしながら現在、文科省で検討されている肝心のその内容は”学生の勉学や生活の実態調査”の次元にとどまっている。学生アンケートを高等教育の評価の尺度の一つとして活用しようとする

のであれば欠かせないはずの、「自らが受けている教育や大学のプログラムに対する学生の満足度」を問う質問が見当たらない。他方、大学生に対する質問でありながら、日々の授業外の学習時間を問う設問まであり、この学生調査が、あくまで”教師目線”で設計されていることが読み取れる。こうした内容は、前述の英国の例とはかなり対照的なものだ。本来、「高等教育の成果は、学生や卒業生、企業といった社会が評価

する」べきところ、わが国ではそれが「学生の成績を教員や大学がつける」と勘違いして排除されてしまっている感すらある。卒業生調査の実施は、わが国ではこれまでのところ、改革の議題の俎上にも載せられていないようである。その理由は、こうした改革が、あくまで主として大学関係者によって検討されている点にあるのは間違いない。文科省はこれまで、大学改

硬直的な国費の配分  
 わが国の高等教育の要である国立大学は、かつて国の特別会計の下で運営されていたが、04年度に法人化された。しかしながら、その枠組みは、憲法で保障された「学問の自由」や「大学の自治」を”錦の御旗”に、3年先行して国もしくは特殊法人などからの法人化が行われた独立行政法人(独法)とは相当に異なる枠組みとなった。図表5は、国立大学が評価を受ける現行の仕組みの一覧であるが、法人化時点で設けられた「機関別認証評価」はプロセスのチェックが主で、教育や研究の成果を厳格に問うものとなっていない。「国立大学法人評価」とともに評価の担い手の大部分は大学関係者で、それ以外の客観的な目はごく限られるという、いわば”身内の評価”となつてしまっている。

〈図表4〉英国のUnistatsにおける、大学の卒業生の所得の調査結果の情報開示例(ロンドン大学の医学コースの例)

Earnings after the course	
<b>After 6 months</b>	
Average for all courses in Medicine (non-specific) from UCL: £30,000.00 (typical range: £27,000.00 - £34,000.00)	
Average for all courses in Medicine (non-specific) across the UK: £31,000.00 (typical salary range: £27,000.00 - £34,000.00)	
Source: Destination of Leavers from Higher Education survey	
<b>After 3 years</b>	
Average for all courses in Medicine (non-specific) from UCL: £43,000.00 (typical range: £36,500.00 - £46,000.00)	
Data from 555 students	
Source: Experimental statistics from the Longitudinal Education Outcomes data set	

(出所)英Unistatsホームページ(<https://unistats.ac.uk/subjects/employment/10007784FT-UBSMEDSAPP05/ReturnTo/Search>)

学単位の「井勘定」での硬直的な配分が、10年以上行われてきたのである(図表6)。そこで16年度から、国立大学を各大学自身による「拳手」方式で①地域②分野③世界への3分野のいずれかを選択させ、その重点化に取り組ませる「重点支援評価」の枠組みが追加され、運営費交付金

のごく一部がその進捗評価に基づき配分されるようになった。もともとこの「重点支援評価」も、各大学が自ら設定した定量目標(KPI)の達成度合いに基づく機械的な評価という側面が強く、独法に対して行われているような「定量評価・定性評価双方の観点を含む、当事者と評価側との議論に基づく客観評価」とは程遠いように見受けられる。

現行の国立大学法人法の枠組みの下で、運営費交付金の硬直的な配分を何とかして打破しようとするのであれば、確かにこれくらいいしか方法はなかるう。しかしながら、今後このやり方のままで本当によいのであろうか。

なお、国立大学を評価する仕組みとしては、これ以外にも「国立大学改革補助金」や「指定国立大学法人制度」もその後追加され、いずれも評価側に加わる大学関係者以外の外部の目が増やされてはいる。しかしながら、この二つにも①評価の対象は申請した大学に限られ、国立大学とはなっていない②各大学が擁する全学部や研究科等の研究・教育にわたる業績や成果をきっちり検証する枠組みとはなっていない③補助金

の審査といった建て付け上、評価の資料やプロセスの公開性が不十分である—といった問題点がある。何よりも、評価を受ける各大学の立場からすれば、多くの評価制度が並行して運用されるに至っており、負担が重くなっていることは否めない。

**社会全体の目線で改革を**

このように見てくれば、わが国で大学改革、とりわけ国立大学改革の成果がなかなか上がらない理由は自明だろう。法人化後のPDCAサイクルを回す際にも、そして今後の改革の方向性を検討する際にも、大学関係者以外の「外部の目線」が欠落してしまっている。それは大学自身にとって不幸なことでもある。

昨秋に行われた国の本年度予算の編成過程において、一定の客観指標に基づく配分が強化されたことに対して、国立大学側は反発を強めた。各国立大学の「教育」と「研究」のウエイトが異なる中、研究面中心のわずかな数個の指標に基づく配分の強化となれば、国立大学側の反発にはやむを得ない面もある。

では、同じように国から運営費交付金を受ける独法の場合はどうだろ

学法人の評価の両方に参画した経験があるが、評価の客観性や厳格さ、きめの細かさといった全ての面で、国立大学法人評価のレベルは独法評価で達成されているレベルとは程遠い。独法のように、徹底的な情報開示が義務付けられてもいない。

要するに、法人化によって高等教育と研究という、国にとって重要な機能を各国立大学法人に委ねるのであれば、その実績を客観的な目で厳格に事後評価し、以後の各大学の運営の改善や改革につなげていく「PDCAサイクル」(企画立案、実

施、評価、改善)がきちんと回せるようにしておくことが不可欠である。にもかかわらず、国立大学の場合には法人化の時点でそれが客観評価によってきちんと回る体制となっていない。これまでの度重なる改革がなかなか奏功しない第2の理由は、この点にあると考えられる。

こうした不十分な評価体制の下で、法人化以降、国立大学に対する運営費交付金は極めて硬直的な配分が行われてきた。教育と研究に分けることもなく、学部ごとに積算することもなく、04年度時点の学生数や教員数などに基づく大

学単位の「井勘定」での硬直的な配分が、10年以上行われてきたのである(図表6)。そこで16年度から、国立大学を各大学自身による「拳手」方式で①地域②分野③世界への3分野のいずれかを選択させ、その重点化に取り組ませる「重点支援評価」の枠組みが追加され、運営費交付金

の審査といった建て付け上、評価の資料やプロセスの公開性が不十分である—といった問題点がある。何よりも、評価を受ける各大学の立場からすれば、多くの評価制度が並行して運用されるに至っており、負担が重くなっていることは否めない。

**社会全体の目線で改革を**

このように見てくれば、わが国で大学改革、とりわけ国立大学改革の成果がなかなか上がらない理由は自明だろう。法人化後のPDCAサイクルを回す際にも、そして今後の改革の方向性を検討する際にも、大学関係者以外の「外部の目線」が欠落してしまっている。それは大学自身にとって不幸なことでもある。

昨秋に行われた国の本年度予算の編成過程において、一定の客観指標に基づく配分が強化されたことに対して、国立大学側は反発を強めた。各国立大学の「教育」と「研究」のウエイトが異なる中、研究面中心のわずかな数個の指標に基づく配分の強化となれば、国立大学側の反発にはやむを得ない面もある。

では、同じように国から運営費交付金を受ける独法の場合はどうだろ

〈図表5〉国立大学法人を評価する仕組み

	機関別認証評価	国立大学法人評価	重点支援評価	(参考) 国立大学改革補助金 (経営改革促進事業)	(参考) 指定国立大学法人制度
対象	国公私立大学 (780 大学) 短期大学、高等専門学校	国立大学 (86 大学)	国立大学 (86 大学)	国立大学 (2018 年度：申請 19 事業→採択 7 事業) (2019 年度：申請 17 事業)	世界最高水準の教育研究活動の展開が見込まれる国立大学 (6 大学) ※2019 年 8 月現在の指定法人数
枠組み	学校教育法に基づく評価	国立大学法人法に基づく評価	国立大学の機能強化推進のための評価	補助金の事業選定のための評価	国立大学法人法に基づく指定国立大学法人の指定
評価の頻度	7 年以内ごと	教育研究：4 年目および 6 年目終了時 業務運営：財務内容：毎年	毎年度	選定時 ※支援期間中、毎年度 KPI 達成状況を含めた取組の進捗状況を確認	指定時
評価者	認証評価機関 (文部科学大臣が認証)	国立大学法人評価委員会	文部科学省が設置する有識者会議	文部科学省が設置する有識者会議	国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、文部科学大臣が指定
視点 評価項目	各大学の状況が、設置基準等の法令に適合した大学評価基準（各認証評価機関が設定）を満たしていることの確認	文部科学大臣が、法人の意見を踏まえて各法人ごとに策定した中期目標期間（6 年間）における中期目標の達成状況を評価  教育・研究・業務運営・財務内容について評価  ※教育研究の評価に当たっては、大学改革支援・学位授与機構が実施する中期目標の達成状況の評価結果を尊重	各国立大学の機能強化の方向性に応じた取り組みをきめ細かく支援するため、予算上、3 つの重点支援の枠組みを創設  枠組みの機能強化を実現するために各法人が自ら設定した戦略および戦略の達成状況を判断するための評価指標（KPI）の進捗状況等を評価し予算配分	補助金の趣旨を踏まえ、各大学が提出した経営改革構想の申請内容を評価し、対象事業を選定  ※経営改革構想の審査の観点 (1) 構想の卓越性 (2) 取組の実効性 (3) 構想の実現可能性 (4) 取組の継続性および発展性 (5) 成果目標設定の妥当性 (6) 本事業に対する姿勢	第 3 期中期目標期間においては、「研究力、社会との連携、国際協働」の 3 つの領域において、国内最高水準に位置していることを、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査および現地視察を実施の上、確認

(出所) 文部科学省「国立大学法人運営費交付金」2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文科省配布資料)を基に、国立大学改革補助金および指定国立大学法人制度に関する文科省HP資料を参考に日本総合研究所が一部加筆・編集して作成

うか。独法には国から運営費交付金を受けるものと受けられないものがあるが、交付金を特定の結果指標に連動させて配分するなどといった話は一切聞かれない。財政当局が前面に出るまでもなく、独法に対しては外部の目による二重、三重の厳しい客観評価によって P D C A サイクルが回されているほか、勘定ごとの区分経理による明快な財務運営や情報開示が徹底されている。

各独法の中期目標や中期計画、それらの達成状況はすべて公表され、客観評価の会議は時には激しい議論となるが、すべて公開で行われる。国から一定の任務を委ねられた公器として健全な姿だろう。この効性の高い P D C A サイクルや徹底的な情報開示を通じ、業績向上や経済・社会情勢の変化に応じた経営の効率化に向け、独法への規律付けは十分に機能している。

財政当局は、それらをにらみながら、財政事情も勘案しつつ各年度、各業務に必要な運営費交付金を支出している。運営費交付金の配布を受ける独法側の納得性も高く、国立大

学のように「不十分な国費支出が業績向上の足かせだ」などと責任転嫁するような不満の声は、独法側からはおよそ聞こえてこない。同じ社会の公器である国立大学に対する国の関与も、本来はこうあるべきなのではないのか。何よりも必要なのは、国立大学法人制度の抜本的な再設計と、「社会全体の目線」による大学改革ではないのか。

〈図表6〉国立大学法人運営費交付金 法人別予算額(2017年度)

大学名	億円	大学名	億円	大学名	億円
1 東京大学	824	31 島根大学	109	61 東京芸術大学	49
2 京都大学	544	32 佐賀大学	108	62 名古屋工業大学	49
3 東北大学	463	33 弘前大学	104	63 お茶の水女子大学	47
4 大阪大学	442	34 香川大学	103	64 愛知教育大学	47
5 九州大学	418	35 高知大学	99	65 京都教育大学	39
6 筑波大学	409	36 大分大学	99	66 和歌山大学	38
7 北海道大学	363	37 福井大学	98	67 福島大学	37
8 名古屋大学	312	38 山梨大学	98	68 長岡技術科学大学	37
9 広島大学	256	39 静岡大学	96	69 豊橋技術科学大学	37
10 東京工業大学	217	40 秋田大学	95	70 兵庫教育大学	35
11 神戸大学	207	41 宮崎大学	95	71 奈良女子大学	34
12 岡山大学	188	42 東京学芸大学	82	72 鳴門教育大学	33
13 千葉大学	178	43 横浜国立大学	81	73 滋賀大学	32
14 新潟大学	161	44 北海道教育大学	71	74 福岡教育大学	32
15 長崎大学	161	45 岩手大学	69	75 東京外国語大学	31
16 鹿児島大学	161	46 茨城大学	69	76 上越教育大学	31
17 金沢大学	157	47 埼玉大学	65	77 帯広畜産大学	28
18 熊本大学	145	48 東京農工大学	62	78 宮城教育大学	28
19 信州大学	141	49 大阪教育大学	61	79 室蘭工業大学	27
20 東京医科歯科大学	137	50 一橋大学	60	80 北見工業大学	25
21 富山大学	133	51 奈良先端科学技術大学院大学	59	81 奈良教育大学	25
22 愛媛大学	129	52 浜松医科大学	58	82 筑波技術大学	24
23 徳島大学	127	53 滋賀医科大学	58	83 政策研究大学院大学	22
24 山口大学	123	54 宇都宮大学	56	84 総合研究大学院大学	18
25 琉球大学	122	55 旭川医科大学	55	85 鹿屋体育大学	15
26 三重大学	121	56 東京海洋大学	54	86 小樽医科大学	14
27 群馬大学	118	57 九州工業大学	53		
28 山形大学	116	58 北見先端科学技術大学院大学	53		
29 岐阜大学	115	59 電気通信大学	51		
30 鳥取大学	109	60 京都工芸繊維大学	50		

(出所) 読売教育ネットワーク 異見交論55「東大の見識を疑う」安西祐一郎氏(中央教育審議会前会長) (<https://kyoiku.yomiuri.co.jp/rensai/contents/55.php>)

折しも本年6月21日に決定された「骨太の方針」（経済財政運営と改革の基本方針2019）には「国は国立大学の真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行うこと」および「現行の『国立大学法人評価』『認証評価』および『重点支援評価』に關し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する」方針が盛り込まれた。にもかかわらず、文科省は、この点にいかに対応していくのかという方針をまだ明らかにしていない。

国立大学は国の高等教育の要であり、その改革が進めば成果はおのずと公立大学や私立大学にも波及していく。国立大学法人は現在、第3期中期目標期間にあるが、次の第4期は22年度からと迫っている。今後のわが国の大学改革の実効性を高めるためにも、従来の「身内の目線」のみによる運営から脱し、「外部の目」「社会全体の目」による規律ある高等教育運営に転換していくことが求められている。